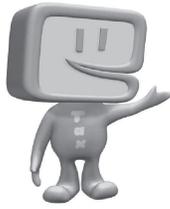


住民税申告・確定申告の準備はお済みですか



申告の時期はもうすぐです！

2月17日(月)から3月16日(月)まで、市役所本庁、美都・匹見各総合支所、公民館などで、住民税申告および確定申告の相談を行います。申告に必要な書類の準備と確認をお願いします。

★申告に必要なもの

○申告する方が準備するもの

- 申告者本人のマイナンバーカードまたは通知カードと本人確認書類
- 扶養する親族のマイナンバーが分かるもの
- 還付がある方の通帳等、口座番号が分かるもの
- 印鑑

○収入に関すること

- 申告年分の給与や公的年金等の源泉徴収票
- その他収入金額および必要経費が分かるもの
※事業所得、不動産所得、山林所得のある方は収支内訳書の作成が必要です。

○所得控除に関すること

- 国民健康保険税、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金などの払込証明書
- 生命保険料、地震保険料の控除証明書
- 寄付金控除を受ける場合は、寄付した団体から交付された領収書
- 医療費の領収書 ※個人ごと、医療機関ごとに集計が必要です。あらかじめ領収書をまとめておいてください。

★申告前に確認していただきたいこと

○源泉徴収票への扶養親族の記載

- 扶養親族の重複がなく、記載は正しいですか？

○医療費の集計または医療保険者が発行する医療費通知

- 個人ごと、医療機関ごとに集計されていますか？

○事業所得の収支内訳書の作成

- 農業や個人事業をされている方は、収支の内訳が分かるものを作成していますか？

★確定申告について

令和元年分の申告から、市役所本庁で受付けた確定申告の内容は、電子申告としてデータで税務署に提出します。電子申告には、「利用者識別番号」が必要となりますので、申告会場で取得手続きを行います。すでに利用者識別番号をお持ちの方は、その番号を使用しますので、番号がわかるもの（税務署からの「確定申告のお知らせ」ハガキなど）をお持ちください。

電子申告をすると…

- ① 還付金がある場合、書面提出に比べて早く受取ることができます。
- ② 申告会場で提示した源泉徴収票などの書類の一部が添付不要となります。

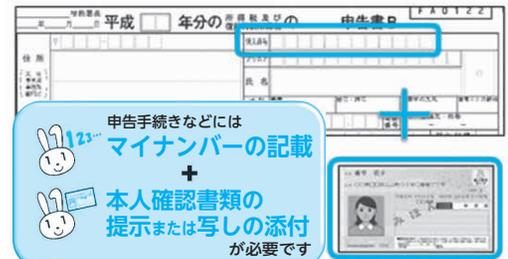
○確定申告書は、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/>) で作成できます

- 「確定申告書作成コーナー」を利用して作成することができます。

○確定申告は e-Tax を使用して申告することができます

- 事前に登録する必要があります。「国税庁 e-tax ホームページ (<http://www.e-tax.nta.go.jp/kojin.html>)」を参照してください。
- e-Tax をすでに利用されている方は、公的個人認証サービスの有効期限の確認をしてください。

**申告書には
マイナンバーの記載が必要です！**



申告書の作成は国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」が便利！

申告書作成から提出までの流れ

作成コーナーへアクセス

ご自宅のパソコンから「作成コーナー」で検索

申告書を作成

画面の案内に従って、金額等を入力し申告書等を作成

e-Tax
送信
※事前準備が必要です。

書面
提出

【問い合わせ先】市税務課 市民税係 ☎ 31-0608、0609